

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年10月12日

中止

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 2. 教育委員会 |
| 2. 都道府県名 | 岡山県 |
| 3. 市区町村名 | |
| 4. 届出番号 | 8 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 113-6-1(2) |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.pref.okayama.jp/page/693077.html |

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1) 法定事務 | (2) 独自利用事務 |
|--------------------------------|--|--|
| ①事務の名称 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 高等学校の専攻科のうち県が設置するものに在学する生徒に係る授業料の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 91 | |
| ③番号法別表第2の項 | 113 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一 七の二 高等学校の専攻科のうち県が設置するものに在学する生徒に係る授業料の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条 | 高等学校等専攻科修学支援金交付要綱第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る <u>経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与すること</u> を目的とする。 | 県教育委員会は、高等学校等専攻科(国及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人の設置する学校の専攻科を除く。)に通う低所得世帯の <u>生徒</u> であって、次の各号の全てに該当する者のうち県教育委員会が認めた者に対して、予算の範囲内において高等学校等専攻科修学支援金(以下「専攻科支援金」という。)を支給し、授業料に係る支援を行うことにより、高等学校等専攻科における教育に係る <u>経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与すること</u> を目的とする。 |

⑦独自利用事務の関連規範

高等学校等専攻科修学支援金交付要綱